

VIII 税制及び税率

1. 税 制

(1) 市町村税制の推移(その1)

(参考)

- OP1…所得税額を課税標準とする課税方式

OP2…課税総所得金額を課税標準とする課税方式

OP3…課税総所得金額－所得税額を課税標準とする課税方式

区 分			昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	昭和33年度	区 分		
市 町 村 民 税	税 率	個 人	・ 均等割 400円～800円 〔制限税率 500円～1,000円〕 ・ 所得割 OP 1 前年所得 の18%	・ 均等割 300円～700円 〔制限税率 400円～900円〕		・ 所得割OP1の場 合の標準税率及 び制限税率を廃 止し賦課制限制 度が設けられた。	・ 均等割 200円～600円 〔制限税率 300円～600円〕 ・ 所得割については 各課税方式に賦課 制限	・ 所得割OP 1 の 標準税率15% (制限税率18%)		・ OP 2 及びOP 3 に ついて準拠税率を法 定した。	・ 所得割OP 1 の標準 税率18.5% (制限税率22%)	個 人	税 率	市 町 村 民 税
		法 人	・ 均等割 1,200円～2,400円	・ 法人税割（創設） 標準税率15% (制限税率16%)	・ 法人税割 標準税率12.5% (制限税率15%)		・ 法人税割 標準税率7.5% (制限税率9.0%)	・ 法人税割 標準税率8.1% (制限税率9.7%)				法 人		
	そ の 他		・ 課税方式（OP）は 3つあった。	・ ただし書課税方 式が決定された。			・ 都道府県民税の創 設に伴い税源移譲						そ の 他	
固 定 資 産 税	税 率		・ 標準税率1.6%	(制限税率3.0%)			・ 標準税率1.5% (制限税率2.5%)	・ 標準税率1.4% (制限税率2.5%)				税 率	固 定 資 産 税	
	そ の 他		・ 免税点 土地家屋 10,000円 償却資産 10,000円	・ 免税点 償却資産 30,000円			・ 都道府県税として 不動産取得税が創 設された。 ・ 免税点 償却資産 50,000円	・ 大規模償却資産に対 する課税権を制限し た。 (改正は29年度)	・ 国有資産等所在市町 村交付金及び公社有 資産所在市町村納付 金の創設 ・ 免税点 償却資産 100,000円			そ の 他		
市 町 村 た ば こ 消 費 税							・ 創設 税率 $\frac{10}{115}$		税率 $\frac{9}{100}$		税率 $\frac{11}{100}$	市 町 村 た ば こ 消 費 税		
電 気 ガ ス 税			・ 税率 $\frac{10}{100}$									電 気 ガ ス 税		
そ の 他			・ 自転車税 ・ 荷車税 ・ 木材引取税 ・ 鉦産税 ・ 入湯税 ・ 水利地益税 ・ 共同施設税 ・ 広告税 ・ 接客人税	・ 国民健康保険税の 創設	・ 広告税及び接客 人税の廃止		・ 自転車税、荷車税 の自転車荷車税と の統合		・ 都市計画税の創設 (制限税率0.2%)	・ 国有提供施設等所在 市町村助成交付金の 創設	・ 自転車荷車税の廃止、 原動機付自転車を軽自 動車及び2輪の小型自 動車と併せ軽自動車税 の創設	そ の 他		

Ⅷ 税制及び税率

1. 税 制

(1) 市町村税制の推移(その2)

区 分			昭和34年度～35年度	昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度	昭和44年度	区 分		
市 町 村 民	税 率	個 人	・ 所得割OP 1 の 標準税率20% (制限税率24%)	・ 所得割2%から14% まで13段階の超過 累進税率 〔 昭和37年度 から実施 〕	・ 税率の軽減が行われ た。 〔 昭和38年度 から実施 〕		・ 準拠税率を標準税率 に改め制限税率は標 準税率の1.5倍 〔 昭和40年度 から実施 〕						個 人	率	市 町 村 民
		法 人						・ 法人税割 標準税率8.4% (制限税率10.1%) ・ 法人税率引下げに伴 う減収回避	・ 法人税割 標準税率8.9% (制限税率10.7%)	・ 均等割 2,400円 4,000円			法 人		
	そ の 他			・ 課税方式を本文方式 及びただし書方式に 統一 〔 昭和37年度 から実施 〕			・ 課税方式を本文方式 に統一 〔 昭和39、40年の 両年にわたり実施 〕		・ 課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者371千円 事業所得者（青色） 320千円		・ 課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者468千円 事業所得者（青色） 422千円	・ 課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者555千円 事業所得者（青色） 524千円	そ の 他		
固 定 資 産 税	税 率		・ 標準税率1.4% (制限税率2.1%)										税 率		固 定 資 産 税
	そ の 他	・ 免税点 土地20,000円 家屋30,000円 償却資産 150,000円				・ 新評価制度に基づく 土地の負担調整措置 の実施 (昭和39～41年度) ・ 免税点 土地24,000円 (39～40年度)	・ 大規模償却資産に対 する課税限度額引上 げ	・ 免税点 土地80,000円 家屋50,000円 償却資産 300,000円 ・ 土地に対する新負担 調整措置の実施	・ 大規模償却資産に対 する課税限度額引上 げ			そ の 他			
市 町 村 た ば こ 消 費 税				・ 税率 $\frac{10}{100}$	・ 税率 $\frac{12}{100}$ ・ 課税方式が従価制か ら従量制になる	・ 税率 $\frac{13.4}{100}$	・ 税率 $\frac{15}{100}$			・ 税率 $\frac{18.1}{100}$			市 町 村 た ば こ 消 費 税		
電 気 ガ ス 税				・ 免税点制度の創設 (300円)	・ 税率 $\frac{9}{100}$	・ 税率 $\frac{8}{100}$	・ 税率 $\frac{7}{100}$	・ 免税点 電気400円 ガス500円		・ 免税点 ガス700円	・ 免税点 ガス800円	・ 免税点 電気 500円 ガス1,000円	電 気 ガ ス 税		
そ の 他				・ 軽自動車税のうち 3、4輪の軽自動車 の税率を引上げ				・ 軽自動車税のうち4 輪の乗用軽自動車の 税率を引上げ	・ 都市計画税における 土地の負担の均衡化 を漸進的に確保する ための新負担調整措 置の実施			・ 宅地開発税の創設	そ の 他		

(注) 市町村民税欄の標準世帯は夫婦子2人の世帯をいう。

Ⅷ 税制及び税率

1. 税 制

(1) 市町村税制の推移(その3)

区 分			昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度	昭和54年度	区 分		
市 町 村 民 税	税 率	個 人				・所得割 税率区分の緩和 30万円以下 2% 30万円 超 3% 50万円 〃 4% 80万円 〃 5% 110万円 〃 6% 以下従前どおり			・均等割 $\begin{cases} 700円 \\ 1,200円 \\ 1,700円 \end{cases}$				個 人	税 率	市 町 村 民 税
		法 人	・法人税割 標準税率9.1% (制限税率10.7%)				・法人税割 標準税率12.1% (制限税率14.5%)			・均等割 標準税率 $\begin{cases} 7,200円 \\ 12,000円 \\ 24,000円 \end{cases}$	・均等割 標準税率 $\begin{cases} 8,000円 \\ 24,000円 \\ 80,000円 \end{cases}$	・均等割 標準税率 $\begin{cases} 800,000円 \\ 400,000円 \\ 80,000円 \\ 24,000円 \\ 8,000円 \end{cases}$			
	そ の 他		・課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 641千円 事業所得者（青色） 617千円	・課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 728千円 事業所得者（青色） 669千円	・課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 805千円 事業所得者（青色） 721千円	・課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 866千円 事業所得者（青色） 934千円	・課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 1,016千円 事業所得者（青色） 1,007千円	・課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 1,218千円 事業所得者（青色） 1,079千円	・課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 1,309千円 事業所得者（青色） 同左	・課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 1,418千円 事業所得者（青色） 1,160千円		・課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 1,490千円 事業所得者（青色） 1,191千円	そ の 他		
固 定 資 産 税	税 率												税 率		固 定 資 産 税
	そ の 他		・土地に対する負担調 整率の拡充評価額の 上昇率25倍以上のも のの負担調整率1.4			・免税点 土地150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円 住宅用地の負担軽減 非住宅用地の負担の 適性化	・小規模住宅用地の負 担軽減 ・個人の非住宅用地の 負担の調整		・土地にかかる新たな 負担調整措置の実施 (昭和51～53年度)			・土地にかかる新たな 負担調整措置の実施 (昭和54～56年度)	そ の 他		
市 町 村 た ば こ 消 費 税													市 町 村 た ば こ 消 費 税		
電 気 税			・免税点 600円	・免税点 700円	・免税点 800円	・免税点1,000円 ・税率 $\frac{6}{100} \left[\begin{matrix} 10月 \\ 以降 \end{matrix} \right]$	・免税点 $\begin{cases} 1,200円 \\ 2,000円 \end{cases}$ ・税率 $\frac{5}{100} \left[\begin{matrix} 1月 \\ 以降 \end{matrix} \right]$			・免税点 2,400円			電 気 税		
ガ ス 税			・免税点 1,200円	・免税点 1,400円	・免税点 1,600円	・免税点2,100円 ・税率 $\frac{6}{100} \left[\begin{matrix} 10月 \\ 以降 \end{matrix} \right]$	・免税点 $\begin{cases} 2,700円 \\ 4,000円 \end{cases} \left[\begin{matrix} 1月 \\ 以降 \end{matrix} \right]$ ・税率 $\frac{5}{100} \left[\begin{matrix} 1月 \\ 以降 \end{matrix} \right]$	・税率 $\frac{3}{100} \left[\begin{matrix} 7月 \\ 以降 \end{matrix} \right]$		・免税点 4,800円	・免税点 6,000円	・免税点 7,000円	ガ ス 税		
そ の 他			・都市計画税 新負担調整措置の実 施			・特別土地保有税の創 設 ・土地にかかる都市計 画税について、48年 度評価額による課税 実施		・事業所税の創設	・軽自動車税の標準税 率引上げ $\left[\begin{matrix} 制限税率の設定標準 \\ 税率の1.2倍 \end{matrix} \right]$ ・都市計画税 土地に係る新負担調 整措置の実施		・特別土地保有税 免除措置の創設 ・都市計画税 制限税率引上げ $\left[\begin{matrix} \frac{0.2}{100} \rightarrow \frac{0.3}{100} \end{matrix} \right]$	・軽自動車税の標準税 率の引上げ ・都市計画税土地に係 る新負担調整措置の 実施	そ の 他		

(注) 電気税及びガス税は昭和48年度までは電気ガス税であった。

VIII 税制及び税率

1. 税 制

(1) 市町村税制の推移(その4)

区 分			昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	区 分		
市 町 村 民 税	税 率	個 人	・ 所得割 税率区分の改正 ・ 均等割 1,000円 1,500円 2,000円					・ 所得割 税率区分の改正 ・ 均等割 1,500円 2,000円 2,500円			・ 所得割 税率区分の改正	・ 所得割 税率区分の改正	個 人	税 率	市 町 村 民 税
		法 人		・ 均等割 税率適用区分の基準 の改正 ・ 法人税割 標準税率12.3% (制限税率14.7%)	・ 法人税割の徴収猶予 割合の引下げ $\frac{1}{2}$ 以下 ↓ $\frac{1}{4}$ 以下	・ 均等割 税率引上げ 資本金額1億円 以下の法人につ いても従業者区 分を設ける。税 率1.5倍～2.1倍	・ 均等割税率引上げ 標準税率 $\left\{ \begin{array}{l} 3,000,000円 \\ 1,750,000円 \\ 400,000円 \\ 150,000円 \\ 40,000円 \end{array} \right.$					法 人			
	そ の 他	・ 課税最低限の引上げ 標準世帯 給与所得者 1,584千円 事業所得者（白色） 956千円	(56年度限り) 所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 1,757千円 ・ 事業所得者（白色） 1,170千円	(57年度限り) 所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 1,885千円 ・ 事業所得者（白色） 1,170千円		(当分の間の措置) 所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,021千円 ・ 事業所得者（白色） 1,250千円	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,021千円 ・ 事業所得者（白色） 1,250千円	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,135千円 ・ 事業所得者（白色） 1,330千円	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,135千円 ・ 事業所得者（白色） 1,330千円	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,135千円 ・ 事業所得者（白色） 1,330千円	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,192千円 ・ 事業所得者（白色） 1,370千円	そ の 他			
固 定 資 産 税	税 率												税 率	固 定 資 産 税	
	そ の 他			・ 土地にかかる新たな 負担調整措置の実施 (昭和57～59年度) ・ 長期営農継続農地に 係る免除制度の創設	・ 営業用倉庫等に係る 課税標準の特例措置 等の縮減及び適用期 限の延長等		・ 土地にかかる新たな 負担調整措置の実施 (昭和60～62年度)	・ 専売公社、電電公社 の経営形態変更に伴 い、これらに係る非 課税措置納付金法廃 止	・ 国鉄の経営形態改革 に伴い、非課税措置 制度廃止、あわせて 課税標準の特例措置 等所要の措置創設	・ 土地にかかる新たな 負担調整措置の実施 (昭和63年～平成2年 度)	・ 営業用倉庫等に係る 課税標準の特例措置 等の縮減及び適用期 限の延長等	そ の 他			
市 町 村 た ば こ (消 費) 税								・ 従価割14.3% ・ 従量割 350円/1,000本	・ 従量割 特例措置として 1,000本につき 290円を加算			・ 従価割の廃止 ・ 従量割 1,000本につき 1,997円	市 町 村 た ば こ (消 費) 税		
電 気 税			・ 免税点 3,600円									・ 電気税の廃止	電 気 税		
ガ ス 税			・ 免税点 10,000円		・ 免税点 12,000円							・ ガス税の廃止	ガ ス 税		
そ の 他			・ 事業所税の税率引上 げ	・ 軽自動車税の月割課 税の廃止	・ 特別土地保有税 ミニ保有税の創設		・ 軽自動車税 標準税率の引上げ		・ 事業所税の税率引上 げ				そ の 他		

Ⅷ 税制及び税率

1. 税 制

(1) 市町村税制の推移(その5)

区 分			平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	区 分		
市 町 村 民	税	個 人		・ 所得割 税率区分の改正			・ 定率減税20%	・ 定率減税15% ・ 所得割 税率区分の改正 ・ 人的控除の引上げ ・ 給与所得控除の引上 げ	・ 定率減税15% ・ 均等割税率引上げ 2,000円 2,500円 3,000円	・ 所得割 税率の改正	・ 定額減税 本人17,000円 控除対象配偶者 又は扶養親族 一人につき 8,500円 ・ 各種所得控除額の引 上げ	・ 定率減税15% ・ 所得割 最高税率引下げ ・ 特定扶養控除額の引 上げ	個 人	税	市 町 村 民
		法 人					・ 均等割税率引上げ 標準税率 3,000,000円 1,750,000円 410,000円 400,000円 160,000円 150,000円 130,000円 120,000円 50,000円					法 人	率		
	税	そ の 他		所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,307千円 ・ 事業所得者（白色） 1,450千円	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,392千円 ・ 事業所得者（白色） 1,510千円	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,450千円 ・ 事業所得者（白色） 1,550千円	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,535千円 ・ 事業所得者（白色） 1,610千円	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,607千円 ・ 事業所得者（白色） 1,660千円		所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,628千円 ・ 事業所得者（白色） 1,660千円		所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,685千円 ・ 事業所得者（白色） 1,700千円	所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,700千円 ・ 事業所得者（白色） 1,710千円	そ の 他	
固 定 資 産 税	税 率												税 率		固 定 資 産 税
	そ の 他		・ 電気通信回線設備等 に係る課税標準の特 例措置等の縮減及び 適用期限の延長等	・ 土地にかかる新たな 負担調整措置の実施 （平成3～5年度） ・ 長期営農継続農地制 度の廃止 ・ 免税点の引上げ	・ 非課税等特別措置の 整理合理化	・ 課税標準の特別措置 等の整理合理化	・ 非課税措置又は課税 標準の特例措置の整 理合理化 ・ 土地にかかる新たな 負担調整措置の実施 （平成6～8年度）	・ 非課税等特別措置の 整理合理化 ・ 土地に係る負担調整 措置に伴う臨時特例 措置の実施	・ 非課税等特別措置の 整理合理化 ・ 土地に係る負担調整 措置に伴う緊急臨時 特例措置の実施	・ 非課税等特別措置の 整理合理化 ・ 土地に係る税負担の 調整措置の実施 （平成9年度～）	・ 非課税等特別措置の 整理合理化 ・ 新築住宅等に係る特 例措置の見直し ・ 地価下落に対応した 価格修正措置 （平成10・11年度）	・ 非課税等特別措置の 整理合理化	そ の 他		
市 町 村 た ば こ 税										・ 税率の改正 1,000本につき2,434円		・ 税率の改正 1,000本につき2,668円	市 町 村 た ば こ 税		
そ の 他							都市計画税 ・ 土地に係る新たな負 担調整措置の実施 （平成6～8年度）	都市計画税 ・ 土地に係る負担調整 措置に伴う臨時特例 措置の実施	都市計画税 ・ 土地に係る負担調整 措置に伴う緊急臨時 特例措置の実施	都市計画税 ・ 土地に係る税負担 の調整措置の実施 （平成9年度～）	・ 特別土地保有税の制 度の見直し ミニ保有税 の経過措置 の廃止等 ・ 地価下落に対応した 価格修正措置 （平成10・11年度）	・ 延滞金及び還付加算 金の割合の見直し	そ の 他		

VIII 税制及び税率

1. 税 制

(1) 市町村税制の推移(その6)

区 分			平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	区 分			
市 町 村 民 税	税	個 人	・ 定率減税15% ・ 所得割 非課税基準引上げ ・ 特定扶養控除額の 引上げ	・ 定率減税15%	・ 定率減税15%	・ 定率減税15%	・ 定率減税15% ・ 非課税限度額の引下 げ	・ 定率減税15% ・ 配偶者特別控除 （上乘せ分）の廃止	・ 定率減税7.5% ・ 非課税限度額の引下 げ ・ 老年者控除の廃止 ・ 65歳以上の者に対す る非課税措置を段階 的に廃止	・ 定率減税の廃止 ・ 所得割 比例税率化	・ 地震保険料控除 の創設	・ 公的年金からの特別 徴収制度の開始 ・ 寄附金控除の拡充	市 町 村 民	税	個 人	
		率 法 人													率 法 人	
	そ の 他		所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,714千円 ・ 事業所得者（白色） 1,720千円		所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,771千円 ・ 事業所得者（白色） 1,760千円		所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,757千円 ・ 事業所得者（白色） 1,750千円		所得割の非課税 標準世帯 ・ 給与所得者 2,714千円 ・ 事業所得者（白色） 1,720千円				税	そ の 他		
固 定 資 産 税	税 率						(制限税率廃止)						固 定 資 産 税	税 率		
	そ の 他	・ 非課税等特別措置の 整理合理化 ・ 土地に係る税負担の 調整措置の実施 ・ 商業地等に係る税負 担の上限の引下げ (平成12・14年度)	・ 非課税等特別措置の 整理合理化	・ 非課税等特別措置の 整理合理化	・ 非課税等特別措置の 整理合理化 ・ 土地に係る税負担の 調整措置の実施	・ 非課税等特別措置の 整理合理化 ・ 郵政公社設立に伴い 、日本郵政公社有資 産所在市町村納付金 制度の創設	・ 非課税等特別措置の 整理合理化	・ 非課税等特別措置の 整理合理化 ・ 土地に係る税負担の 調整措置の実施	・ 非課税等特別措置の 整理合理化	・ 非課税等特別措置の 整理合理化	・ 非課税等特別措置の 整理合理化 ・ 土地に係る税負担の 調整措置の実施	・ 非課税等特別措置の 整理合理化			そ の 他	
市 町 村 た ば こ 税						・ 税率の改正 1,000本につき2,977円			・ 税率の改正 1,000本につき3,298円				市 町 村 た ば こ 税			
そ の 他			都市計画税 ・ 商業地等に係る税負 担の上限の引下げ (平成12～14年度)		特別土地保有税 ・ 徴収猶予制度の拡充	特別土地保有税 ・ 当分の間、新たな課 税の停止 事業所税 ・ 新増設に係る事業所 税の廃止			軽自動車税 ・ 制限税率の引き上げ				そ の 他			

VIII 税制及び税率

1. 税 制

(1) 市町村税制の推移(その7)

区 分			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	区 分		
市 町 村 民	税	個 人	・個人住民税の住宅ローン特別控除の創設 ・上場株式等に係る配当所得と譲渡損失の損益通算特例の創設		・扶養控除等の見直し ・寄附金税制の拡充	・介護医療保険料控除の創設 ・保険（新契約）の控除額変更	・均等割額の引き上げ ・給与所得控除等の見直し	・住宅ローン控除の拡充 ・少額投資非課税制度（NISA）の拡充 ・ふるさと寄付金の拡充 ・他市町村へ転出した場合の特別徴収の継続	・公的年金からの特別徴収に係る仮徴収税額の算定方法の見直し ・少額投資非課税制度（NISA）の拡充	・給与所得控除の上限額の引下げ ・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の創設	・給与所得控除の上限額の引下げ ・県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲のための所得割の税率の変更	・配偶者控除・配偶者特別控除の見直し ・配偶者控除等の見直しに伴う調整控除への所要の措置 ・少額投資非課税制度（NISA）に関する改正	市 町 村 民	税 率	個 人
		法 人						・法人税割 標準税率9.7% (制限税率12.1%) (平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から適用)				・法人税割 標準税率6.0% (制限税率8.4%) (令和元年10月1日以降に開始する事業年度分から適用)			法 人
	税	そ の 他	所得割の非課税 標準世帯 ・給与所得者 2,714千円 ・事業所得者（白色） 1,720千円											税	そ の 他
	固 定 資 産 税	税 率												固 定 資 産 税	税 率
そ の 他		・非課税等特別措置の整理合理化	・非課税等特別措置の整理合理化	・非課税等特別措置の整理合理化 ・土地に係る税負担の調整措置の実施 ・住宅用地にかかる税負担の据置措置の段階的廃止	・非課税等特別措置の整理合理化	・非課税等特別措置の整理合理化	・非課税等特別措置の整理合理化 ・土地に係る税負担の調整措置の実施	・非課税等特別措置の整理合理化	・非課税等特別措置の整理合理化	・非課税等特別措置の整理合理化 ・土地に係る税負担の調整措置の実施	・非課税等特別措置の整理合理化	・非課税等特別措置の整理合理化	そ の 他		
市 町 村 た ば こ 税			・税率の改正 1,000本につき4,618円			・税率の改正 1,000本につき5,262円			・紙巻たばこ三級品の 特例税率の段階的 廃止		・税率の改正 1,000本につき5,692円 (平成30年10月1日以降)		市 町 村 た ば こ 税		
そ の 他								軽自動車税 ・標準税率の引き上げ				軽自動車税 ・「環境性能割」を創設、現行の軽自動車税は「種別割」と変更 (令和元年10月1日以降)	そ の 他		

VIII 税制及び税率

1. 税 制

(1) 市町村税制の推移(その8)

区 分			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
市 町 村 民 税	税 率	個 人	・ ふるさと寄附金制度の見直し ・ 住宅ローン控除の拡充	・ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 ・ 給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の見直し ・ ひとり親控除の創設 ・ 寡婦(寡夫)控除の見直し	・ 住宅ローン控除の特例の延長等 ・ 特定配当等所得及び特定株式等譲渡所得の申告手続の簡素化 ・ 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置	・ 住宅ローン控除の延長等 ・ 医療費控除の特例の延長等 ・ 民法改正に伴う未成年の非課税措置の改正	・ 所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税措置	・ 給与所得控除の見直し ・ 大学生年代の子等に関する特別控除の創設 ・ 扶養親族等に係る所得要件の引上げ
		法 人						
	そ の 他		所得割の非課税標準世帯 ・ 給与所得者 2,715千円 ・ 事業所得者 1,720千円	所得割の非課税標準世帯 ・ 給与所得者 2,715千円 ・ 事業所得者 1,820千円				
固 定 資 産 税	税 率							
	そ の 他		・ 非課税等特別措置の整理合理化	・ 非課税等特別措置の整理合理化 ・ 土地に係る税負担の調整措置の継続実施 ・ 税額が増加する土地に係る前年度課税標準額の据置措置（令和3年度限り）	・ 非課税等特別措置の整理合理化 ・ 商業地等に係る課税標準額の上昇幅の引き下げ（令和4年度限り）	・ 非課税等特別措置の整理合理化	・ 土地に係る税負担の調整措置の継続実施	
市 町 村 た ば こ 税			・ 税率の改正 1,000本につき6,122円 (令和2年10月1日以降)	・ 税率の改正 1,000本につき6,552円 (令和3年10月1日以降)				
そ の 他								軽自動車税 ・ 二輪車の車両区分の見直し